

4月からの介護保険料引き上げ案

約31億円(市議団試算)

市が認める!!

予算特別委員会(3月17日)
皆川けいし議員の総括質疑

国が被爆者に措置すべき額と 保険料不足分はほぼ一致する

約35億円(市の見込)

被爆者への国の責任を市民の保険料に転嫁するもの

市「利用量多く、給付にまわす保険料収入が不足」

広島市の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、2003年度の見直しで政令市最高となる月額3,887円(基準額)となりました。ところが、市は、他都市より事業所が多く利用量も多いために介護給付が計画を上回り、第1号被保険者の保険料収入が不足として、1年前倒しでこの4月から月額983円(基準額)引き上げる考えです。

これに対して日本共産党市議団は、被爆者が被爆者でない人よりも介護を必要としている分、給付が増えていることを示し、この増加分については、国民健康保険と同様、国が

特別な財政措置をとるべきだと一貫して求めてきました。

皆川議員は、国が被爆者対策としてとるべき財政措置(市議団試算 約31億円)と市が見込む保険料収入不足(約35億円)がほぼ一致することを示し(裏面参照)、「本来、国が負担すべきものを第1号被保険者の保険料にもっていったことになりはしないか」と迫りました。

守田貞夫社会局長は、「数字の整合性については(皆川)委員の指摘通り」と答弁し、今回の保険料引き上げは、国の責任を被爆者、市民に転嫁するものであることを初めて認めました。



引き上げ中止と国の責任求める市民の声を

市長と市議会に集中させましょう

3月24日(木) 採決
要請先は裏面参照

被爆者が必要とする介護給付分は、被爆者援護法の精神で国が負担すべきです

「今回は苦渋の決断」と言うが・・・

国が被爆者に特別措置をしないために介護給付が増えるという実態について、市は2002年度の保険料改定作業中にわかっていました(市議団ニュースNO.638)。

それ以降、市は、「機会あるごとに国の特別措置を求めてきた」と言いますが、国が、「介護保険制度の見直しのなかで対応せざるを得ないが、なかなか難しい」(老人保健局)、「介護保険事業のなかで対応ができないか」(健康局)という姿勢であるため、「今回は苦渋の決断」(社会局長)で保険料を引き上げるとしています。

皆川議員は、「これまでの市の努力は否定しないが、被爆者への国の責任を棚上げにしたまま保険料を引き上げれば、『国が面倒みなくてもできるじゃないか』といって国の特別措置はますます難しくなる」と強調しました。

国保には国が約90億円の特別措置

皆川議員は、「国の責任で被爆者の総合的援護対策を講じることを定めた被爆者援護法制定のときも、歴代の市長が国に出向いて訴え、被爆者団体、市民も運動に加わった。市議会も国家補償を求めて繰り返し全会一致で決議している。そういう20数年間のとりくみがあって、やっと1994年に制定した。現在、被爆者の国民健康保険に国が約90億円の特別措置をしているのも、そういう運動があったから。介護保険法にも国が介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる」と書いてある。引き上げはいったん引込めて、この1年間、被爆者、市民、議会、当局と一緒に頑張る国に働きかけるべきではないかと訴えました。

皆川議員の訴えに、他の会派からも「それが正解」と同調する声が上がりました。

被爆者は当然ほかの人よりも介護を必要とします

高齢者(65歳以上)の33%を占める被爆者は、後期高齢者(75歳以上)の比率が高く、しかも原爆によって家族を亡くしてひとり暮らしが多いため、当然、非被爆者よりも介護を必要とし、出現率(表2)も1人当たり給付額(表3)も高くなります。この被爆者の出現率および1人当たり給付額を、非被爆者と同じ水準とした場合の給付減を示したのが、グラフ1の計画ラインから下に伸びる部分です。この給付減の部分が、国がきちんと措置すべきところですが、

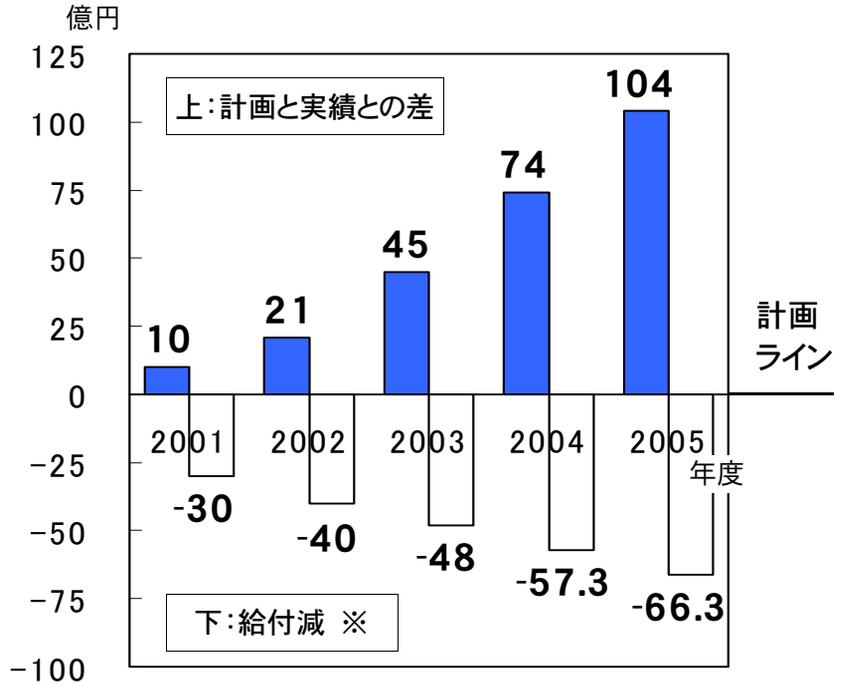
国が最低限措置すべきは「第1号の保険料分」

このグラフ1の給付減の額は、言い換えれば、それだけ広島市の介護給付を押し上げていることになります(表1)。この増加分は、今は一般の介護給付と同様、公費で半分、保険料で半分まかなうことになっています。

このうち、市議団の試算では03～05年度の3年間で第1号被保険者の保険料でまかなうのは約31億円となります。一方、市は、「03～05年度の3年間で第1号被保険者の保険料収入が約35億円不足する」として引き上げを提案しています。

つまり、本来、国が負担すべき31億円(市議団試算)を、そっくりそのまま第1号被保険者の保険料に上乗せすることになります。

グラフ1: 介護給付費の計画との差



※給付減は、被爆者の出現率および1人1月あたりの給付額を被爆者でない人と同じ水準とした場合の給付減少額。
2001～2003年度は市当局、2004、2005年度は市議団の試算。

被爆者援護法(前文抜粋)	
国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、(後略)	
介護保険法(抜粋)	
第122条 国は(中略)第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。	
第127条 国は(中略)予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。	

表1: 国が被爆者に措置すべき財政規模(市議団試算)

年度	01	02	03	04	05
給付増加分 ※	30	40	48	57.3	66.3
国 25%	7.5	10.0	12.0	14.3	16.6
県 12.5%	3.8	5.0	6.0	7.2	8.3
市 12.5%	3.8	5.0	6.0	7.2	8.3
第1号被保険者保険料 18%	5.4	7.2	8.6	10.3	11.9
第2号被保険者保険料 32%	9.6	12.8	15.4	18.3	21.2

※グラフ1の給付減と同額。

単位: 億円

3年間の合計 約31億円

表2: 出現率

		被爆者		非被爆者	
		人数	出現率	人数	出現率
01年度	施設利用者	2,019	3.37%	3,287	3.00%
	居宅サービス対象者	8,131	13.55%	11,069	10.11%
	高齢者人口	59,989		109,470	
02年度	施設利用者	2,198	3.63%	3,568	3.09%
	居宅サービス対象者	9,787	16.16%	13,748	11.91%
	高齢者人口	60,573		115,464	
03年度	施設利用者	2,257	3.73%	3,730	3.10%
	居宅サービス対象者	11,073	18.32%	15,498	12.87%
	高齢者人口	60,456		120,382	

表3: 1人1月当たり給付額

単位: 円

		被爆者	非被爆者
		01年度	施設サービス 324,279
	居宅サービス 62,437	55,401	
02年度	施設サービス	323,447	320,988
	居宅サービス	66,364	59,085
03年度	施設サービス	314,298	310,550
	居宅サービス	70,304	64,019

表2からは、被爆者のほうが出現率の伸びが大きいことが読み取れます。

【要請先FAX番号】

秋葉忠利市長 246-4734 / 守田貞夫社会局長 504-2169 / 浅尾宰正議長 504-2448 / 新政クラブ 244-1437 / 公明党 244-1495 / 自由民主党 244-1419 / 社民党 244-1474 / 日本共産党 244-1567 / 自民党・市政改革クラブ 244-1620 / 新自民クラブ 244-6065 / ひろしまフロンティア 244-6062 / 市民・民主フォーラム 244-6063 / 地域デザイン21(山本誠) 245-2201 / 無党派クラブ(馬庭恭子) 245-2223 / 無所属(大原邦夫) 542-8910 / ライフステージ21(中本弘) 244-6061 / 新風広島(永田雅紀) 082-244-5210 ※敬称略

【広島市議会 今後の日程】 3月24日(木) 予算特別委員会 討論・採決 3月25日(金) 本会議 05年度関係議案議決